

松本市新たな保育・幼児教育の在り方に関する提言書

松本市新たな保育・幼児教育の在り方に関する専門者会議

令和3年12月

はじめに

子どもたちが健やかに成長していくためには、乳幼児期が健全な心身の発達と人格形成の基礎を養う重要な時期であることを踏まえると、養育者との安定的なかかわりの中で、人・物・事との多様な出会いや豊かな経験の積み重ねが大切です。保育・幼児教育においても、社会を生きる力・生き抜く力の基礎となる資質・能力を育むため、周囲との信頼関係に支えられた中で、適切な環境設定や応答的な保育計画に基づく、自発的な遊びや体験を通して、子ども自身が獲得していく主体的・対話的で深い学びのある保育実践が求められています。これは、平成29年に改訂された、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」にも共通して示されているものであります。

近年は、子育て家庭を取り巻く、さまざまな社会情勢の変化により、保護者の保育に対するニーズは、複雑化・多様化しており、女性の社会進出や育児休業制度の普及により、依然として3歳未満児の保育需要が高い状況です。

この間、子どもの育ちや子育てに関する様々な課題が拡大、顕在化してきました。子どもが地域の中で人々に見守られながら遊ぶという自生的な育ちが困難になる一方で、乳幼児と触れ合う経験が乏しいまま親になる人も増え、身近に相談する人も無く、子育てに対する不安や負担感、孤立感を抱く人は少なくありません。こうした状況も保育需要を押し上げている要因であることは否めません。

他方、乳幼児期における自尊心や自己抑制、忍耐力といった社会情動的側面の育ちが、その後の人生を左右し、ひいては社会全体に大きな影響を与えるという研究結果から、質の高い保育・幼児教育の重要性に対する認識が国際的に高まっています。今まさに人材と資源を効率的かつ効果的に活用しつつ、保育の量の拡充と保育の質の向上が求められています。

これらを踏まえ、松本市長からの要請で、子ども・子育ての研究や活動を実務的に担っている有識者、保育従事者、保護者、保健医療者、地域子育て関係者など、幅広い分野の専門家が集まり、「松本市の新たな保育・幼児教育の在り方」について議論を行ってきました。そしてこのたび、その議論の内容を提言としてまとめました。

これを松本市の施策の策定に有効活用していただき、学都松本市のシンカ（進化・深化）の礎となる保育・幼児教育事業が開発され、子どもの権利条例を持つまちとして、自信をもって生き自己実現できるまちとなること、そして子どもとのかかわりを共に楽しみ、主体性と多様性、創造性のある子ども・大人・地域が育つ豊かなまちになることを期待するものです。

1 会議に託されたテーマ

松本市がこれから住んでみたいまち、選ばれるまちとなるよう、保育・幼児教育、子育て施策の底上げを図るため、以下の2点についての具体的な提言を行うものです。

- (1) 公立と私立が連携した取り組みにより、待機児童問題と育児不安の継続的な解消を確立するための施策
- (2) 3歳未満児の心身の健全な発育・発達を促す保育と、3歳から就学前にかけて取り組む幼児教育で、将来子どもたちが個性や能力を最大限発揮できる環境を整備するための施策

2 現状

(1) 改訂された指針・要領の概要

平成29年に同時に改訂された「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「認定こども園教育保育要領」において、異なっていた教育と保育が同じ方向を向くように見直され、小学校以降の学びにつながる「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力・人間性」の3つの資質・能力の基礎が、遊びを通して育まれることを目標の柱としています。そして、この3つの資質・能力は、小中高と18歳まで続く教科学習の根幹となっています。

(2) データで見る松本市の現状

ア 松本市での保育・幼児教育の取り組み

市内の保育園の多くは、昭和40年代に公立化され、施設の老朽化に伴う統廃合や平成17年・22年の5町村の合併、平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度による私立園の認定こども園への移行などにより、現在は保育園・認定こども園・小規模保育施設が公立42園、私立24園、幼稚園が国公立4園、私立7園となり、合計77園の施設によって保育・幼児教育が実施されています。

施設数の推移

(単位：施設数)

施設種別		H29	H30	R元	R2	R3
保育園	公立	43	43	42	42	42
	私立	5	5	5	5	5
認定こども園	私立	5	6	6	9	12
小規模保育施設	私立	0	0	0	3	7
幼稚園	国公立	4	4	4	4	4
	私立	10	10	10	7	7
合計		67	68	67	70	77

受入児童数の推移（各年4月1日）

(単位：人)

区分		H29	H30	R元	R2	R3
保育園	公立	4,536	4,412	4,287	4,181	4,103
	私立	648	635	653	649	599
認定こども園	私立	692	741	790	1,167	1,278
小規模保育施設	私立	0	0	0	46	83
幼稚園	国公立	297	308	283	273	249
	私立	1,568	1,523	1,498	1,167	1,105
合計		7,741	7,619	7,511	7,483	7,417

イ 待機児童の状況

働く女性の増加などから、全国では平成10年頃から待機児童問題が社会問題化し、松本市では、平成29年10月に初の待機児童46名と潜在待機児童82名が発生しました。その後、令和3年4月の待機児童ゼロを目指し、小規模保育施設の新規開設や認可外保育施設の認定こども園化、保育士の処遇改善（公立）などに取り組み、本年度は4月時点で待機児童が2名、潜在待機児童が33名、10月時点で待機児童が11名、潜在待機児童が103名となっています。

待機児童の推移 (単位：人)

月	H29	H30	R元	R2	R3
4月	0	43	36	33	2
10月	46	71	62	44	11

潜在待機児童の推移 (単位：人)

	H29	H30	R元	R2	R3
4月	27	74	85	118	33
10月	82	128	122	166	103

ウ 入園手続き

1号認定は各園で受付及び入園決定を行い、2号・3号認定は保育課で受付を行い、入園調整及び決定を行っています。

認定区分・公私別 入園手続き一覧

認定区分	申請時期	決定時期	申請方法	入園調整
1号（公立）	12月	11月	紙媒体	松本市
1号（私立）	10月	各法人	各法人	各法人
2・3号（公立）	12月	2月	電子申請	松本市
2・3号（私立）	12月	2月	電子申請	松本市

※2・3号の電子申請は、R3年度から実施

保育園・認定こども園 2・3号 翌年度4月入園
新規申込園児数（各年3月15日現在）

（単位：人）

年 度	R元	R 2	R 3
0歳児	173	157	166
1歳児	558	545	495
2歳児	328	345	242
3歳児	580	451	472
4歳児	97	76	44
5歳児	38	51	28
合計	1,774	1,625	1,447

※ R3は12月10日現在

エ 障害児・医療的ケア児の受け入れ

公立保育園・幼稚園、私立保育園・認定こども園・小規模保育施設の2・3号認定の児童のうち、障害を持つ児童に対して加配保育士を配置しています。近年障害児数は増加しており、現在、公立保育園は179人、私立保育園・認定こども園・小規模保育施設では28人の児童を受け入れています。

また、痰の吸引、経管栄養、導尿等医療者による援助を必要とする医療的ケア児が全国的に増加しており、松本市では、平成22年から公立園を中心に受け入れを開始し、現在は訪問看護ステーションに事業を委託して、6人の児童を受け入れています。

障害児・医療的ケア児の推移（各年4月1日）（単位：人）

項 目		H29	H30	R元	R 2	R 3
公立保育園	加配児数	167	184	197	203	179
	医ケア児数	2	3	4	5	6
私立保育園・認定こども園・小規模保育施設	加配児数	28	27	27	24	28
	医ケア児数	0	0	0	0	0
合計	加配児	195	211	224	227	207
	医ケア児	2	3	4	5	6

オ 食物アレルギー

食物アレルギーに対応した給食提供については、アレルギーのある児童の健康の増進と望ましい食生活習慣の形成を図るため、平成7年3月に「松本市保育園・幼稚園アレルギー対応食実施基準」を規定し、実施しています。

アレルギー対応食申請数（各年4月1日）

（単位：人）

施設	H29	H30	R元	R2	R3
公立保育園	233	216	202	158	167
私立保育園・認定こども園	42	46	49	36	28
公立幼稚園	6	18	16	6	4
合計	281	280	267	200	199

※ R2から給食で使用する食材についてのみ申請することとしたため、申請数が減少

カ 保育コンシェルジュ

保育コンシェルジュ（案内人）が中心となって、保護者に対して、保育園・幼稚園等に関する情報提供や入園相談等を受け付けています。

また、松本市の保育指導担当職員と保育コンシェルジュが市内の私立園に訪問し、必要に応じて連携及び情報共有を図っています。

保育コンシェルジュへの相談状況（単位：件数）

項目	H30	R元	R2
保育園等の案内	243	273	275
入園申請受付	305	432	531
相談（新規申込、転園等）	494	672	655
その他	88	168	75
合計	1,130	1,545	1,536

※ 保育コンシェルジュは、H30から配置

3 専門者会議で共有した考え方

本会議では、「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「認定こども園教育保育要領」で示されている内容と松本市の現状から、松本市が目指す「育ってほしい子どもの姿」を明確にすること、そして「保育の質の向上」が何よりも大切であると考え、多くの議論を行いました。

そのために、次に示す4つの視点（①「保育・幼児教育の質」の保障 ②公私が連携し待機児童を含む子育ての諸問題を解消 ③質の高い保育・幼児教育の重要性の社会的認知 ④市民、社会へのメッセージ(情報発信)）から、行政、保育・教育現場、保護者、地域社会、それぞれの役割や意識改革などの必要性を議論しました。

その結果、私たちが考える松本市の「育ってほしい子どもの姿」は、「自己実現に向かう子ども」を柱とし、そこに向けて構成する4つの姿（「五感で感じる子ども」「表現豊かな子ども」「友達と助け合える子ども」「変化を楽しみながら創意工夫する子ども」）を重要な要素と位置付け、子ども、保護者、保育者、地域社会、そして行政がやるべきことについて考えました。

(1) 「保育・幼児教育の質」の保障

保育・幼児教育の質は、「子どもの経験の豊かさ」「保育実践や人的・物的環境」「制度や仕組み、社会・文化」から成るもので、子どもたちが心身ともに満たされ、豊かに生きていくことを支える経験と環境が重要であると考えます。

保育・幼児教育の方法・手段は多様化していますが、子どもの幼児期の発達段階は今も昔も変わらず、十分に養護の行き届いた適切な環境の下で、様々な欲求が満たされ、現在を最も良く生きることが第一であることに変わりはありません。

子どもたちが、これからの世の中を生き抜くためには、やらされることよりも、自ら感じ、考え、表現する力が必須であります。子どもの傍らで、保護者、保育者、地域が一体となって伴走し（見守り）、身近な自然、音楽、芸術などの資源を最大限に活用して、夢や希望に向かって子どもたちがやりたいことを経験する、「遊び」や「体験」を通して、保育・幼児教育を進めることが重要であると結論付けました。

また、多様性社会の実現においては、障害や外国由来の子どもなど、人種、年齢、性別や価値観を超えて、お互いを受け入れる保育・幼児教育や環境が必要であり、同時に、子どもと保護者が幸せに育っていける環境を自由に選べる選択肢を持つことも重要な要素であります。

(2) 公私が連携し待機児童を含む子育ての諸問題を解消

待機児童の解消においては、私立では、幼稚園及び認可外保育施設の認定こども園化や小規模保育施設の新設、公立では、保育士の確保や環境の改善などに努めていますが、いまだ解消に至っていません。

一方、今後の少子化の進行を考えると、入園児童数が減少し、施設運営の財務状況の悪化や園児を奪い合う施設間の過当競争による保育の質の低下が懸念され、撤退する事業者の受け皿問題なども含め、これまで無かった課題に直面することが予想されます。

また、保育所と幼保連携型認定こども園は、在籍する子どもの保育とその保護者への支援だけでなく、地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担っています。近年の子どもの育ちや子育てに関する様々な課題解決には、気軽に立ち寄り・相談し、子どもの成長を見ることが出来る身近な施設が、各地域に存在することが不可欠です。

これらの課題に対しては、公立と私立がそれぞれ個別に対策を講じるのではなく、様々な形での連携体制を構築し、一体となって取り組む必要があると考えます。

(3) 質の高い保育・幼児教育の重要性の社会的認知

生活スタイルや価値観などが多様化する中で、行政、保護者、保育者、地域社会が、子どもたちにとって本当に必要なものは何かをあらためて考える必要があります。

近年、SNS等の技術が発展し、身近に様々な情報が溢れ、情報の受け手が不安を抱えるケースも少なくありません。

子どもの発達に応じた保育・幼児教育がどのようなものなのか、改訂された指針・要領に基づく考え方や子どもの育ちそのものの理解など、あらためて保護者のみならず地域社会などの全市民に、質の高い保育・幼児教育の重要性を広く認知してもらうことが必要と考えます。

(4) 市民、社会へのメッセージ（情報発信）

子ども自身のヒトとしての発達は昔も今も何も変わっていません。情報が氾濫する中、正しい情報や子どもの年齢に応じて保護者に必要な保育、子育ての知識や考え方を発信するとともに、保護者にわかりやすく示していく必要があると考えます。すなわち、幼保一元化や保育園、認定こども園や幼稚園の保育・幼児教育の内容について情報発信する必要があります。

情報発信にあたっては、保護者、保育者の相互理解をさらに進めるため、行政からの一方的な発信だけではなく、子どもの育ちや保育・幼児教育の方向性などを共有して話し合える場や冊子などを活用することで、高い発信効果が期待できるのではないかと考えます。

そのためには、保育・幼児教育の「ビジョン」や「グランドデザイン」を作成し、保育・幼児教育の方向性等を全市民へ情報発信し、共有することが必要であると考えます。

以上のことを踏まえ、提言に向けて、本会議の考え方を次のとおりまとめました。

専門者会議が考える松本市の「育ってほしい子どもの姿」と
それに向けた考え方・やるべきこと

保育所保育指針・幼稚園教育要領
幼保連携型認定こども園教育保育要領

「自己実現に向かう子ども」

- ・五感で感じる子ども
- ・表現豊かな子ども
- ・友達と助け合える子ども
- ・変化を楽しみながら創意工夫する子ども



「保育・幼児教育の質」を保障

行政としての役割

- ・松本としての保育の質の評価と研修体制
- ・市民参加等によるビジョンや理念の共有

保育・教育現場としての役割

- ・人としての幼児の発達と育てるべき力
- ・保育所そのものの保育の質と制度・仕組み
- ・子どもが主人公、子ども中心の保育
- ・幼児期の目指す方向は18歳まで続く学びの根幹
- ・夢を叶える力
- ・主体性の尊重
- ・自己肯定感を高める
- ・教えるのではなく伴走する保育（ともに）
- ・他者を受け入れる心
- ・子どもの豊かな育ちと学びの保障
- ・子どもの心が動く経験の豊さ
- ・入園前の地域の子どもの育ちの保障

多様化する社会における

保育・教育分野としての対応

- ・様々な幼児教育等の選択肢の提供
- ・子どもの多様性を認める地域体制
- ・個々の個性をどのように捉えていくのか
- ・グランドデザイン
- ・加配保育士のあり方
- ・合理的配慮（医療的ケア児、障害児等）
- ・インクルーシブ保育

公私連携と待機児童問題等の課題解消

- ・市が保育所全体の方向性を示す
- ・保育所の地域の子育て拠点化と活用
- ・一時預かり事業の強化と推進
- ・親子での保育所利用（松本モデル）
- ・入園に関する諸問題の解消
- ・幼保小中高連携（養護の視点）
- ・公私の役割分担
- ・チーム育児、共同養育
- ・公私が学び合う場の設置
- ・子どものみならず保育者、保護者、地域住民など対象にした体験を中心にした保育・幼児教育の推進
- ・保健衛生面の教育水準向上
- ・保育事業の継承と受け皿づくり

大人、地域社会の意識改革

- ・子どもの育ちを学べる発信
- ・幼児期の子どもに必要な保育
- ・幼児教育と早期教育の違い及び警鐘
- ・保護者のニーズと専門家としての方向性
- ・幼保一体化を焦点とした保育の「質」に関する議論
- ・保育・幼児教育の方向性や位置づけ（保護者・地域社会へ）
- ・ビジョンや理念の共有は、市民等の参加による議論が必要

4 松本市への提言

専門者会議では、松本市として育ててほしい子どもの姿を「自己実現に向かう子ども」と考え、そのために重要と考えられる幼児期における保育・幼児教育環境等について3つの具体的な要素を提言します。

ここで提言する保育・幼児教育の施策や構想は、「保育・幼児教育の質の向上」、「待機児童を含む子育ての現代的課題の継続的な解消」及び「市民、社会への情報発信」を図るとともに、行政と保育・幼児教育施設が行うもののほか、地域社会、保護者が一体となって取り組むべきことをまとめたものです。

(1) 保育・幼児教育の質の向上に向けて

3歳未満児の心身の健全な発育・発達を促す保育と、3歳から就学前にかけて取り組む幼児教育で、現在を最も良く生きつつ、将来子どもたちが個性や能力を最大限発揮できる環境を整備するための施策

ア 行政としての役割

具体的な提言

- ① 松本市独自の保育環境評価スケールの導入
- ② 子育て支援拠点としての保育園・認定こども園の多機能化
- ③ 保育士・教諭のリカレント教育の実施
- ④ 多様性を認める地域体制づくり
- ⑤ グランドデザインの作成

保育・幼児教育の質を維持・向上させるためには、現在の保育を評価することが必要です。単純に「できる」「できない」を測るのではなく、客観的に保育・幼児教育の質を総合的に測る物差しが必要であり、松本市独自の保育環境評価スケールを導入することを提案します。

一方で、子どもや保護者が孤立することがないように、地域住民や保育者を含めた地域社会が一体となって行う子育て支援環境の構築も必要であり、地域の子育て家庭の支援の役割を担う保育所等の活用が現実的で高い効果が期待されます。園の機能として、入園する家庭だけではなく、この先も園を利用しない可能性がある家庭なども含めて、妊娠期から子育てをサポートする機能や養育的機能を併せ持つ、施設の多機能化（子育て支援拠点化）を行うことも必要だと考えます。

そのために、支援拠点の配置計画や他の行政機関や医療関係者との連携体制を構築することを提案します。

そして、保育・幼児教育の質の向上には、現場の保育士・教諭の資質向上も不可欠です。各種指針の改定内容や生活スタイルの多様化などを背景に、学生の時に学んだ情報・知識だけではなく、最新の保育や社会情勢から、今求められている保育と知識を身につけることが必要です。

そのために、社会人になってからも学べる、あるいは学び直す「リカレント教育」の実施を提案します。

また、多様化する社会への対応として、多様性を認め合える地域体制の構築、医療的ケア児、発達特性を持つ幼児等を含め個々に応じた合理的配慮、インクルーシブ保育の実施やランドデザインを作成し、公表することも提案します。

イ 保育・幼児教育現場としての役割

具体的な提言

- ① 体験をベースにした保育の実施と発展
- ② 子どもの多様性に応じた保育の推進

実際の保育においては、松本の豊かな自然の中で、「五感で感じ」「考え」「表現」する遊びや学びを中心に、「体験」をベースとした保育を大切にすることを提案します。

医療的ケア児や障害を持つ子どもの入園に際しては、画一的な保育・教育ではなく、個々の事情に応じた合理的配慮が求められており、子どもの多様性を認めながら子どもの育ちを保障していく保育の実践、インクルーシブ保育・教育が必要です。

特に医療的ケア児は、家庭との連携や保護者の意向を尊重しながら、同時に現場の負担も軽減できる配慮（拠点方式など）の検討も必要であると思われます。

また、これらの保育を実現するためには、職員の資質向上も不可欠です。実践で学ぶフィールド研修などを公私で連携し、継続的に行っていく必要があります。

(7) 3歳未満児の発達を促す「保育」の環境整備として

3歳未満児の成長は著しく、人格形成のうえで最も重要な年齢であることから、保育の質の向上のためには、心身の健全な発達を促す保育などについて研修を行う必要があります。

また、3歳未満児は3歳以上児との交流により、子どもたちの遊びや姿が大きく変わります。3歳未満児のみが入所する小規模保育施設や企業主導型保育施設の子どもたちには、3歳以上児との交流できるような環境づくりが不可欠です。

(1) 3歳児から取り組む「幼児教育」の環境整備として

現在の長野県の小学校の平均クラス人数が約20人に対して、4～5歳児クラスは最大30人の児童を受け入れます。保育士がゆとりを持った保育ができるよう、配置基準見直しの検討が必要と考えます。

保育内容としては、子どもの関心や興味を引き出し、主体的な活動に繋げるため、山、川、博物館、美術館などで多様な体験をすることで、自然、芸術、多文化やスポーツなどに触れる機会の創出が必要です。このことは、目指すべき松本市の「育ててほしい子どもの姿」に向けた取り組みとして重要なことだと考えます。

また、私立などの個性ある取組をしている園については、広く保護者へ情報提供し、希望する幼児教育を選択のできる環境を整えることも必要です。

一方で、幼保小、あるいはそれ以降までの連携が十分に取れていない状況も見られます。それを解決する環境づくりはもちろんのこと、幼児期から中学校まで一貫した教育を行う施設など官民で取り組んでいくことも選択肢の一つとなるかもしれません。

(2) 公立と私立がより連携を深めることによって、待機児童を含む子育ての諸問題の継続的な解消を確立するための施策

ア 公私立園の連携

具体的な提言

- ① 公私の連携を強化し、それぞれの違いや役割分担の確認と相互に高め合える体制づくり
- ② 協働して市民への働きかけの実施

公立と私立がそれぞれの違い（特徴）、役割分担や課題について、合同で交流、研修・会議や実践検討会などを行い、互いの理解や保育の質の向上について学び合い、連携を強化していく必要があります。その研修には、多様化する社会に対する理解と知識の標準化を図るためのもの、インクルーシブ保育や保健衛生についての情報交換や研修を行い、公私の保育所や職員間の知識の格差をなくし、松本市の保育士・幼稚園教諭の誰もが同じ考え方で保育・幼児教育が行えるよう体制の整備が必要です。

同時に公立と私立が協働して、松本市としての公私の保育の統一性や違いについて発信していくことも望ましいと思います。

また同時に、3歳未満児のみを預かっている小規模保育施設や企業主導型保育施設から、卒園後の受け皿となる保育所への転園が円滑に行われるように、お互いの情報共有や交流などを通じた連携体制の構築も必須です。

施設の存続の課題等もありますが、公設から民設への移行や、場合によっては民設から公設への移行なども視野に、公私連携保育施設についての検討も必要だと考えます。

イ 待機児童の継続的な解消のために

具体的な提言

- ① 入園希望調査と受入体制づくり
- ② 保育士確保策の継続
- ③ 入園基準・配置定員等の見直しの実施（保育の質を担保しつつ）

希望する時期に希望する園に安心して入園できる体制づくりを進めることが、待機児童の継続的な解消につながります。

まずは、保護者の希望（入園を希望する時期、多様な学びの選択肢）について、保育・幼児教育を必要とする家庭に調査を行うなど、1年以上先の保育ニーズを把握することを提言します。

そのためにも、保育士の処遇、職場環境の改善及び潜在保育士の掘起しや県の保育人材バンク活用による保育士の確保は、継続して実施していく必要があります。

一方で、入所要件の求職期間や産後期間等について緩和したり、保育の質を担保することを前提に、施設の配置（統廃合含む）や定員を検討することも必要だと考えます。特に山間地などの小規模の保育所は、民営化等も含めて検討を開始された方が良いかと考えます。

また、待機児童の受け皿や、3歳未満児を保育する保護者支援の役割として、一時預かりの体制強化についても効果があると考えます。

ウ 子育ての現代的課題の解消のために

具体的な提言

- ① 多様で重層的な子育て支援ネットワークの構築
- ② 保育所や認定こども園の総合施設化

乳幼児期の育ちはその子の一生に大きな影響を与え続けます。それは発達心理学の調査研究で証明されており、最新の脳科学ではその繊細な仕組みまで解明されてきました。近年では、経済学でも乳幼児期の重要性が取り上げられ、各国政府の重要政策の柱のひとつとなっています。

しかし、支援の求め方がわからない、あるいは、支援を求めることができることすら知らないことなどから、一部では孤立無援の状態の子育てと向き合っている保護者もいます。このような場合、疲弊した保護者がSOSを発する、あるいは、周囲がそれを発見して、はじめて公的支援の申

請への道が開かれます。

共同体としての結びつきが希薄になった地域社会では、このような問題に対処するため、様々な方法で行政や医療機関へ円滑につながり、解決に向けて取り組むことができる、多様で重層的な子育て支援ネットワークの構築が必要です。

さらに、専門家が連携しつつ、検診、相談、日常の医療的ケア、療育や保育・幼児教育が同一施設内で受けられることで、人と人とのつながりを大事にした、より豊かな子育て・子育て環境と自助・共助・公助が一体となった地域共生社会が実現されるものと考えます。

日常的に親子で訪れ、親同士が支え合い、育ちあい、子ども同士がふれあい、育ちあう、身近な施設である保育所等を総合施設化し、子育て・子育ての重要拠点として活用することを提言します。

(3) 市民、社会へのメッセージ（情報発信）

具体的な提言

- ① 子育て情報、松本市の考え方について情報発信の実施
- ② 保育・幼児教育の方向性について市民と共有する場や情報発信の実施

保護者と保育者の相互で、子どもの育ち、改訂された指針・要領に基づく保育・幼児教育の方向性や、そのために行っている保育の内容などについて理解を深め、話し合う場を設けることを提案します。

また、保育・幼児教育の「ビジョン」や「ランドデザイン」などを作成し、冊子にして全市民へ向けて情報発信を行い、専門職や保護者だけでなく市民とも保育・幼児教育の方向性を共有することが望ましいと思います。

松本市は、子どもの権利に関する条例を持つまちであり、子どもの権利が守られること、また大人たちが気を付けなくてはいけないこと等を発信し、市民全体で、すべての子どもにやさしいまちを目指していく取り組みが必要です。

保護者へ伝えるべきことは、以下のとおりと考えます。

- ア 年齢に応じた心身の健全な発達を促す保育・幼児教育
- イ 乳幼児期の環境の重要性
- ウ 子育ては両親だけではなく、保育所や地域住民と共同で行うこと
- エ 保育所は、子どもの成長とともに保護者も育つ場であること
- オ 多様な社会では、他者を受け入れる力が重要であること
- カ 幼児教育と早期教育の違い及び警鐘
- キ 子どもと、ともに生きていくプロセスを大切にすること
- ク 「松本市子どもの権利に関する条例」に関すること

5 資料

(1) 松本市新たな保育・幼児教育の在り方に関する専門者会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来的な公立、私立の連携を含めた本市の新たな保育・幼児教育の在り方に関する多角的かつ総合的な検討を行うため、松本市新たな保育・幼児教育の在り方に関する専門者会議(以下「専門者会議」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門者会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) 公立・私立の連携の現状と今後の在り方に関すること。
- (2) 新たな保育・幼児教育環境の整備に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 専門者会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保育従事者
- (2) 保護者
- (3) 保健医療者
- (4) 地域子育て関係者
- (5) 有識者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項について、市長に提言する日までの間とする。

(役員)

第5条 専門者会議に座長及び座長代理各1人を置き、委員の中から市長が指名する。

2 座長は、専門者会議を代表し、会務を総理する。

3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門者会議は、市長が招集し、座長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 専門者会議の庶務は、こども部保育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年6月25日から施行する。

(2) 委員名簿

役職	氏名	所属	役職等
座長	生田 恵津子	松本短期大学 (幼児保育学科)	教授
座長代理	海野 暁光	社会福祉法人州浜会	理事長
委員	樋沢 秀子	山の子保育園	園長
委員	鈴木 麻衣子	松本保育園	園長
委員	栗林 梨恵	合同会社W I P	代表社員
委員	小布施 育子	日本健康運動指導士会	健康運動 指導士
委員	須澤 加奈子	市立保育園	保護者
委員	宮林 麻里	松本市医師会	理事
委員	久保田 由美	松本市ファミリーサポート センター	サブ リーダー
委員	千葉 直紀	上田女子短期大学 (幼児教育学科)	専任講師

(2) 会議の開催経過

回数	開催日時	主な会議事項
第1回	令和3年 7月13日(火) 18:30~20:00	1 本会議設置の趣旨等の説明 2 公立と私立の連携の現状を説明 3 意見交換 (1) 保育・幼児教育の在り方についての意見交換 (2) 今後の会議における検討議題について
第2回	令和3年 8月19日(木) 17:00~19:00	1 第1回専門者会議 概要 2 松本市が目指す保育・幼児教育の将来像（ビジョン）について 3 3つの項目に対する各委員の考えについて
第3回	令和3年 9月21日(火) 18:30~20:00	1 第2回専門者会議 概要 2 提言の内容（方向性、構想、具体的施策）について
第4回	令和3年10月28日(木) 18:30~20:00	1 第3回専門社会議 概要 2 意見交換 (1) 提言のイメージに関する意見 (2) 提言内容を実現するために行う具体的な施策 (3) 提言の構成(案)に関する意見
第5回	令和3年12月16日(木) 19:00~20:30	1 第4回専門者会議 概要 2 提言書の最終調整